

【町民会館使用料金表】

建物	区 分	人員	広 さ	単 位	使用料	摘 要
び ほ ー る	大ホール「びほーる」	540人	客席440.3㎡	1 時間	5,000円	
	舞 台		舞台460.1㎡		1,000円	練習使用
	楽屋 1	10人	22.8㎡		300円	
	楽屋 2	10人	22.7㎡		300円	
	楽屋 3	15人	31.0㎡		400円	
	ギャラリー	60人	422.8㎡		500円	
町 民 会 館 新 館	中ホールA	100人	84畳・136㎡		700円	
	中ホールB	100人	85畳・139㎡		700円	
	小ホールA	30人	35畳・58㎡		400円	
	小ホールB	60人	70畳・114㎡		600円	
	会議室 1	12人	15畳・25㎡		300円	
	会議室 2	12人	16畳・26㎡		300円	
	会議室 3	12人	18畳・30㎡		300円	
	会議室 4	12人	18畳・30㎡		300円	
	会議室 5	12人	16畳・27㎡		300円	
	会議室 6	12人	15畳・25㎡		300円	
	会議室 7	24人	32畳・52㎡		400円	
	会議室 8	24人	28畳・46㎡		400円	
	地域活動室	12人	27畳・45㎡	400円		
	和室 A	12人	12.5畳・25㎡	300円		
和室 B	15人	15畳・27㎡	300円			
配膳室	12人	27畳・45㎡	400円			
営利営業を目的に使用する場合			使用料金表の額の200%増 ※3倍する（例：300円×3倍=900円）			
暖房実施期間中の使用料 （11月1日から4月30日）			使用料金表又は超過時間の使用料の額の50%増			
超過時間の使用料 （終了時間を15分過ぎた場合）			1時間（1時間未満は1時間とする） につき使用料金表の額の30%増			
10円未満の端数が生じた場合			切り捨てる			

【町民会館備付物件使用料表】

種 別	名 称	単 位	使用料	摘 要	
設備備品	舞台照明設備	1日	5,000円		
	音響設備	1日	1,000円		
	ビデオプロジェクター	1日	1,000円	スクリーン含む	
	金屏風	1日	1,000円		
	コンサートグランドピアノ	1日 1時間	6,000円 1,000円	スタインウェイ&サズ D-274	
	ピアノ	1日	2,000円		
	配膳室設備	1日	1,800円		
営利目的で使用する場合		1日の使用回数に使用料を乗じて使用料を徴収			

減免基準（令和元年9月30日まで）

項	対象となる要件	減免の割合又は免除の区分
1	美幌町文化連盟、美幌町文化連盟加盟団体、美幌町体育協会及び美幌町体育協会加盟団体が使用する場合（1年につき1回のみ適用）	9割減免
2	9割減免の団体が1年の間で2回目以降に使用する場合	5割減免
3	美幌町が共催する事業で団体が使用する場合	
4	美幌町の文化振興のために使用する団体	
5	町内の高齢者（65歳以上）団体が使用する場合	免除
6	町内で開設されている老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場合	
7	町内で開設されている介護保険法（平成9年法律123号）に規定する介護老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場合	
8	町内で開設されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設又は障害福祉サービス事業を行う者が入所者及び利用者のために使用する場合	
9	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその関係者で構成する町内の団体が利用する場合	
10	町内に設置されている社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく事務所及び社会福祉法人が使用する場合	
11	町内に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所の児童生徒が、自ら行う文化活動及び学校行事として使用する場合	
12	青少年健全育成団体、美幌町青少年育成協議会及び青少年育成を目的とした美幌町教育委員会が認める団体が、教育活動の一環として使用する場合	
13	美幌町自治会連合会及び美幌町内の単位自治会が自治活動で使用する場合（飲食のみで使用する場合を除く）	
14	美幌町が公用又は公共的事業で使用する場合	